

～後期高齢者医療制度に加入している人へ～

8月から高額療養費の上限額が変わります

8月から、医療機関にかかった際の1か月の医療費の自己負担額が下表のように変更となります。なお、自己負担額が下表の上限額を超えた場合には、高額療養費として支給されます。 **問** 国保年金課(☎62-1207)

適用区分 (一部負担割合)		外来の上限額(個人ごと)	外来+入院の上限額(世帯ごと)
現役並み所得のある人(3割)	課税所得が690万円以上ある被保険者がいる世帯の人(Ⅲ)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (過去12か月以内に3回以上高額に該当すると、4回目から140,100円)	
	課税所得が380万円以上ある被保険者がいる世帯の人(Ⅱ)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (過去12か月以内に3回以上高額に該当すると、4回目から93,000円)	
	課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の人(Ⅰ)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (過去12か月以内に3回以上高額に該当すると、4回目から44,400円)	
一般(1割)	「現役並み所得のある人」、「区分Ⅱ」、「区分Ⅰ」に該当しない人	18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円 (過去12か月以内に3回以上高額に該当すると、4回目から44,400円)
区分Ⅱ(1割)	住民税非課税世帯で、「区分Ⅰ」に該当しない人	8,000円	24,600円
区分Ⅰ(1割)	住民税非課税世帯で、世帯全員の各種所得が0円の人(年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

※75歳に年齢が到達した月(1日が誕生日の人を除く)については、上記の上限額が半額になります。

限度額適用認定証

上の網掛け部分に該当する人(課税所得が145万円以上689万円以下の被保険者がいる世帯の人)で、1か月の医療費が高額になる可能性がある人は、「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。医療機関にて「限度額適用認定証」を提示することで、医療費の自己負担額が支払窓口にて上限額までとなります。申請月の初日から有効となりますので、次のものを持ってお早めにお手続きをお願いします。

- 【交付申請に必要なもの】 ・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑 ・マイナンバーの分かるもの
 ・委任状(本人もしくは世帯主以外の人が手続きをする場合)
 ・手続きする人の身分証明書

※医療機関で「限度額適用認定証」を提示されない場合、支払額が上限額を超える場合があります。ただし、上限額を超えて支払った額については、あとから差額を払い戻します。払い戻しできる人には、後日市役所から通知が届きます。

※**住民税非課税世帯の区分Ⅰ、Ⅱに該当する人**は、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることで、支払額が上限額までとなります。

**神経系難病患者・
家族のつらい**

時 9月13日(木) 14時～16時

場 衣浦東部保健所

内 講演「病気とつきあいな
がら自分らしい生活を送るた
めの知識と工夫」、交流会

講 清水雅裕氏(刈谷豊田総
合病院作業療法士)

対 神経系難病患者と家族、
神経系難病患者支援に関わる
医療介護関係者

申 9月6日(木)までに、電
話(21・93338)で衣浦東
部保健所健康支援課地域保健
グループへ。

時 9月30日(日)、10月7日(日)

対 療育手帳所持者

申 8月10日(金)～30日(木)

時 10月14日(日)・21日(日)

申 8月24日(金)～9月13日(木)

共 (共通)

場 愛知障害者職業能力開発校(豊川市)

対 主に在職中の障害者で、
基本的なパソコンの操作がで
きる人

定 各5人

申 申込用紙(開発校HPから
ダウンロード可)をFAX(0

お知らせ

**東刈谷市民センター
改修工事**

工事期間中は、騒音や一部施設が使えなくなるなどご不便をおかけします。また、電気自動車等充電スタンドを含む駐車場は一部使用できなくなりますので、車での来館は控えていただきますようお願いいたします。

時 7月16日～11月下旬

時 7月16日～11月下旬

時 10月1日～12月上旬

問 東刈谷市民センター(☎24・1175)

533・93・6554)、
(noryokukaihatsuko@pref.aichi.jp)または郵送で愛知障害者職業能力開発校(〒441・1231 豊川市一宮町上新切33・14)へ。

問 愛知障害者職業能力開発校(☎0533・93・2102)

